

平成28年4月1日から

農業委員会制度が変わりました

改正農業委員会法に基づき、平成28年4月1日から、新しい制度が施行されました。主な改正の内容は、以下のとおりです。

＜1＞ 委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます

農業委員会の業務が、これまでの「農地転用等の法令に基づく許可業務」に加えて、新たに「農地等利用の最適化の推進」が重点化されました。

＜2＞ 農業委員の選出方法が変わります

公選制→「任命制」に

（1）に伴い、農業委員会委員の選任方法が、公職選挙法に基づく「公選制」から、町議会の同意を要件とする町長の「任命制」に変更されました。また、9月の町議会において農業委員の定数が8名に定められました。

◆「農地等利用の最適化」とは

- ① 担い手への農地等利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

これにより、耕作放棄地の発生防止や、農業の新規参入の促進などの活動に積極的に取り組んでいくことが重要となりました。



◆任命制の流れ

○応募又は推薦された候補者について、農業委員会委員候補者選考委員会によって審査・選考

町議会の承認

新たな農業委員会委員として決定

新たな農業委員会委員の任期は平成29年7月20日～平成32年7月19日までとなります。農業委員募集の詳細については、改めてお知らせします。

【問い合わせ】
観光経済課 商工農林係
☎(83)1228 Fax(83)5031

平成29年4月1日から

下水道使用料を改定します

【問い合わせ】環境上下水道課 上下水道係 ☎(83)1227

町では、将来にわたる持続可能な下水道運営を図るため、下水道使用料の改定について検討を重ねてきました。その結果、平成29年4月1日使用分より新しい料金を適用させていただきますこととなりましたので、使用者の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

下水道使用料とは

下水道使用料とは、下水道施設（下水管、ポンプ場、処理場など）の管理費用や、施設整備のために借り入れた資金の返済に充てるため、下水道使用者の皆さまに使用量に基づいてお支払いいただいている料金のことです。

なぜ改定が必要なのか

町の下水道事業は、法律で「営企業」に位置づけられているため、独立採算による運営が原則とされています。つまり、下水処理に係る費用はその使用料収入により賄われる必要があるのです。

しかし、現在の下水道事業の運営状況は、人口減少による使用料収入の減少や施設の維持管理費の増大に伴い、処理費用に対する使用料収入の割合が低い状態となっています。その不足分は一般会計（税金など）からの繰入金で補って運営していますが、多額の繰入が続くことは町の財政を圧迫することにもつながることから、使用料の計画的な改定が必要となり、今回4月1日より新料金を適用することとなりました。

料金の変動割合

現況料金から単価平均18.7%値上がりとなります。例えば、2か月で40㎡使用する一般家庭の場合、628円（税込）の値上げとなります。

この料金改定により、一般会計からの繰入金を約1,734万円

今回の改定までの取り組み

下水道は生活環境を改善することや浸水から町を守ることを目的に昭和55年度から整備が始まり、平成元年7月より使用が開始されました。3市7町（小田原市、秦野市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、二宮町、箱根町）で構成する酒匂川流域下水道は汚水を酒匂川流域下水道処理場で処理し、酒匂川に放流することで水質汚濁の防止や生活環境の向上に貢献しています。

事業の運営にあたっては、経費の削減や事務の効率化に努めてまいりましたが、社会情勢の変化もあり、平成23年に町生活排水処理施設運営審議会に諮問を行いました。審議会からの答申を受け、当初、周辺の構成町の水準を目指し38%（1.38倍）の値上げを提案しましたが、産業厚生常任委員会に付託され、慎重な審議が行われた結果、急激な増額によるご使用者様の生活への影響を考慮し、平成24年10月に20%（1.20倍）の値上げをさせていただきました。その

際、「経営状況・町の財政状況・社会経済情勢、及び構成市町の状況を考慮し、4年を目標に再度使用料の見直しを検討すること」が条件として定められたことから、今年度を目途に料金改定の見直しを進め、9月定例会に条例改正の提案をし、産業厚生常任委員会の慎重な審議を経て、12月定例会で可決されました。

料金改定を行った平成24年度以降、国から高利率町債の繰上償還による補償金の免除を受け、利子負担7,932万円の削減を実現したほか、「公営企業経営健全化計画」を策定するなど、経費の削減に努めてまいりました。今後も効率的な事業運営を進め、経費の削減により一層取り組んでまいります。

また、平成24年度から26年度までの3年間で集中的に未接続の方への戸別訪問を実施しましたが、今後も接続率向上の働き掛けを続けてまいります。下水道が整備されている地域での公平性の確保や公衆衛生の向上のためにも、未接続の方は接続していただきますようお願いいたします。

今後とも、町の下水道事業の運営に、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料単価表（1か月当たり・税抜き）

排水量	改定前	改定後	値上げ額	
基本料金	10㎡まで	756円	897円	141円
超過料金 1㎡あたりの単価	10㎡を超え20㎡まで	84円	99円	15円
	20㎡を超え30㎡まで	90円	106円	16円
	30㎡を超え50㎡まで	96円	113円	17円
	50㎡を超え70㎡まで	108円	128円	20円
	70㎡を超え100㎡まで	120円	142円	22円
	100㎡を超え500㎡まで	138円	163円	25円
	500㎡を超え1,000㎡まで	150円	178円	28円
1,000㎡を超える部分	168円	199円	31円	

※2か月分を1期として請求しております
※排水量を2か月に置き換えて計算します

【使用料計算例(税込み)】

2か月で40㎡使用した場合

①基本料金897円×2か月(※20㎡) = 1,794円
 ②99円×20㎡(※40㎡-20㎡) = 1,980円
 ③(① + ②) × 1.08 = 4,075円
 新料金 4,075円 旧料金 3,447円 差額 628円

国際交流 in 産業まつり

International Exchange

11月27日に開催したまつだ産業まつりでは、NPO法人夢キューブ(代表高橋純子氏)のご協力をいただきました。子ども達の柔軟なアイデアと思考で、異文化理解の促進、交流機会の創出に向けた、国際交流ブースを出店しました。

当日は、子ども達の興味・関心が高かった3団体にもお声掛けをして、無料で世界のお菓子などを味わうことができるカフェ運営を行うとともに、皮製のアクセサリやジュースパックを再利用した小物を販売しました。また、小さなお子様でも楽しめるように、磁石を利用した国旗の釣りゲームを行い、釣れた国についてのクイズも実施しました。

ブースを訪れた方からは、「珍しいお菓子を食べられて、嬉しかった。」「ブルキナファソという国名は初めて聞いた。アクセサリや小物も新鮮だった。」といった感想をいただきました。加えて、町内の英会話ボランティアの方々にサポートをいただき、スコットランドやロシア出身の外国人をお呼びしました。ブースを訪れた方達はお菓子を食べながら、外国人との会話も楽しんでおられました。

町では、引き続き、国際交流事業の推進に取り組んでまいりますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

なお、当該事業は、神奈川県川崎競馬組合の競馬事業収益金を活用して、取組みを進めております。

【問い合わせ】
政策推進課 経営戦略係

☎(83)1222